

債権法改正により、いま使用している契約書を
どのように変更すべきか、わかりやすく解説!

債権法改正対応版 契約実務と法

—リスク分析を通して—

Legal Seminar

河村 寛治 著

(明治学院大学名誉教授)

A5判/484頁 定価: 本体3,000円+税

債権法改正対応版
契約実務と法

—リスク分析を通して—

Legal Seminar

河村 寛治 著

本書の特色

- ◆具体的な契約事例から想定されるリスクを理論化し、リスク回避・紛争予防を目的とした契約条項の作成方法を伝授!
- ◆法条文だけではカバーできない、実務に即したリスクを解説!
- ◆体系的教科書から実務に必要な法知識を抽出して解説!
- ◆契約実務における「要件事実論」の考え方から、紛争の回避方法を解説!
- ◆債権法改正による契約書への影響の有無を詳細に解説!

債権法改正対応版
契約書の変更点を分かりやすく解説!!

- ◆契約の目的について
— 契約無効となる原因に関する規定上の工夫
- ◆契約の解除や終了の範囲に変わる改正
— 軽微な債務不履行の場合は解除できない
— 無催告解除ができる場合の限定
- ◆瑕疵担保責任に関する規定の用語の変更 など

目次(抜粋)

《総論》

- I. はじめに
実務から学ぶ法とは/法律実務家としての基本的素養/債権法改正/法律文書作成の目的
- II. 契約書作成の意義
予防法務としての法律実務/契約実務と予防法務/契約書作成の意味/契約書の役割/契約書作成実務における「法」/契約実務と要件事実
- III. 契約書作成のチェック・ポイント
はじめに/チェック・リスト/契約書作成の目的とは/印紙税
- IV. 契約の成立
はじめに/契約の成立/契約締結過程における問題/無効と取消し/契約書式
- V. 一般的契約条項の知識
はじめに/契約書の表題/契約当事者/基本契約と個別契約/契約違反/期限の利益喪失/契約解除/損害賠償/不可抗力/有効期間/権利義務の譲渡/反社会的勢力との関係遮断/紛争解決/署名と捺印/表明保証条項

《各論》 具体的契約条項の知識

- I. 売買基本契約のポイント
はじめに/事例/契約の当事者/契約の成立/契約の履行/契約違反と契約解除/契約不適合責任/まとめ
 - II. 個別具体的契約
機械売買契約書/販売特約店契約書/賃貸借契約書/商標ライセンス契約書/業務委託契約書/請負契約書—システム開発契約書/合併基本契約書/フランチャイズ契約書/動産譲渡担保契約書/保証契約書/保証委託契約書
- 事項索引



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

〈基本契約の失効と個別契約への適用を規定する条項例〉

本契約が期間満了または契約解除により失効した場合であっても、現に存する未履行の個別契約については本契約の各条項がおおその効力を有する。

(5) 改正民法の施行と経過措置

今般の改正民法では、施行日以降は原則として改正法が施行されることになっている。また民法は、当事者間で別段の合意が可能な任意規定なので、今回の改正法により施行日前に締結した基本契約あるいは個別契約についても無効となることなく、現行法が適用されることとなる。

なお、施行日前に締結された基本契約に基づく取引が継続している場合、施行日以降に締結される個別契約に関しては、原則として改正法が適用されることとなる。しかし、個別契約において改正法による旨の合意がなされればともかく、そうでない場合には、基本契約の契約条項が適用されるのか、あるいは個別契約の条項が適用されるのかという疑問が生じる。現実的には、従来判例等で今回の改正民法に規定された事項についてはそのほとんどが現在利用されている契約書にも反映していると思われるも、実務的には、施行日前に、現在利用している基本契約の見直しをすることが求められる。念のため、以下の条項例のように、基本契約がおお優先する旨を確認しておく方法もあるであろう。

〈基本契約の有効期間中の改正民法施行による個別契約の扱いを規定する条項例〉

本契約の有効期間中に締結される個別取引前か施行後であるかに関係なく、本契約を適用する。

11. 保証委託契約書

11-2. 事例

食品原料の卸売業者X社は、菓子メーカーのY社に対して、小麦粉・砂糖・油脂等の菓子原料を継続的に納入している。Y社は、菓子製造設備を増設することを検討した結果、Y社の主力金融機関（Z銀行）から菓子製造設備資金を借り入れることとなったが、X社は、このY社の借入れについて、Z銀行に対し連帯保証することを要請された。

なお、Y社は、Z銀行のためにY社の工場に抵当権を設定することとしている。

11-3. リスクとポイント

(1) 保証委託と求償権

① 求償権の範囲

保証債務に基づき、保証人が主たる債務者に代わって弁済した場合には、保証人は主債務者に対して弁済した額につき求償することができる。法律上は、委託を受けて保証した場合、委託を受けずに保証した場合、債務者の意思に反して保証人になった場合のいずれの場合でも、主たる債務者に対して、求償できることとなっている。ただし、求償することができる範囲が以下のように異なっている。

リスクとポイントを
詳細に解説

書式例を記載

○関係条文

独占禁止法 19 条（不公正な取引方法の禁止）

商法 14 条（自己の商号の使用を他人に許諾した商人の責任）

【書式例】

販売特約店契約書

株式会社X（以下、「X」という）と株式会社Y（以下、「Y」という）とは、X製造の薄板ばねの販売に関する販売特約店契約を以下のとおり締結する。

第1条（対象商品）

- 1 本契約の対象となる商品は、別添の一覧表記載の商品（以下、「本商品」という）とする。
- 2 一覧表記載の商品の内容を変更、削除、追加等する場合は、XからYに対して書面により通知するものとする。

第2条（販売特約店の指定）

- 1 Xは、本商品の販売に関しYを販売特約店に指定し、Yはこれを

内容見本

関係条文を明示

契約類型ごとに
概要を解説

債権法改正対応版 主な改訂内容

- 契約に関する基本原則の明記
- 契約の成立に関する見直し
- 意思表示に関する見直し
- 代理に関する見直し
- 債務不履行による損害賠償の帰責事由の明確化
- 契約解除の要件に関する見直し
- 売主の瑕疵担保責任に関する見直し
- 原始的不能の場合の損害賠償規定の新設
- 約款（定型約款）に関する規定の新設
- 危険負担に関する見直し
- 賃貸借、請負、保証に関する見直し
- 債権譲渡に関する見直し など

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規 契約実務と法債

検索

CLICK!